

答申第 36 号
平成14年 9月30日

兵庫県知事 井戸敏三 様

情報公開審査会
会長 真砂 泰 輔

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について(答申)

平成14年 3月22日付け諮問第 151号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙とおり答申します。

記

都市計画街路事業に係る次の文書

- 1 権利消滅に関する契約書
- 2 権利消滅契約書

ただし、平成 8年 6月26日付けで兵庫県西宮土木事務所長と締結されたものに限る。

(別紙)

答 申

第1 審査会の判断

都市計画街路事業（建石線）に係る権利消滅に関する契約書及び権利消滅契約書（ただし、平成8年6月26日付けで兵庫県西宮土木事務所長と締結されたものに限る。）を部分公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成8年6月26日付けで兵庫県西宮土木事務所長と締結された都市計画街路事業（建石線）（以下「本件事業」という。）に係る「権利消滅に関する契約書」（以下「本件公文書1」という。）及び「権利消滅契約書」（以下「本件公文書2」という。）の公開請求に対して、実施機関が平成14年2月8日付けで行った本件公文書1及び本件公文書2（本件各公文書。また、本件各公文書でその成立を証されている契約を以下「本件各契約」という。）に係る部分公開決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書並びに口頭での意見陳述で述べられた異議申立ての理由は次のとおり要約される。

異議申立人は、本件各契約の当事者（以下「被補償人」という。）の実子であり、正確な立ち退き金額が公開されないのは不満である。

第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件各公文書は、実施機関が本件事業の事業用地として西宮市内の2筆の土地（本件土地1及び2）を取得する際に、兵庫県西宮土木事務所長と被補償人との間で締結した本件各契約の成立を証するために作成したものである。なお、本件土地1には被補償人の所有する建物が存しており、本件土地1及び2には当該建物所有を目的とする賃借権が存していた。

2 本件処分において非公開とした部分は、契約内容のうち、補償金の総額及び前払金額、後払金額等の補償金の総額が推測できる情報が記載された部分である。

これらは、被補償人の重要な財産権である賃借権を消滅させること等に

よって得られた補償金額を明らかにするものであって、個人の私的経済活動に係る重要な情報である。

よって、これらの情報を公にすることは、外部の者には知り得ない個人の資産内容を明らかにすることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるもので、通常他人に知られたくない情報であると認められると考える。

- 3 通常他人に知られたくないものとは、個人の主観により個々に判断するのではなく、一般の人であれば通常知られたくないと認められる個人に関する情報をいうのであるが、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1号により保護されるべき個人の情報には生存する個人のものその他、被補償人のような死亡した個人のものも含まれるものと解される。
- 4 さらに、非公開情報は、請求者が誰であろうとも、たとえ当該情報の本人又は関係者からの請求であっても公開できないものであり、異議申立人が被補償者の相続人であっても同様であると考ええる。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の性格及び概要

(1) 本件公文書1について

本件公文書1は、実施機関が、本件事業の事業用地として本件土地1の所有権を取得する際に、同土地に存する賃借権を消滅させ、及び土地上の物件を移転させるため、被補償人との間で締結した契約の成立を証するために作成されたものであり、次の内容が記載されている。

- ア 契約当事者の住所及び氏名並びに土地の所在地
- イ 賃借権の消滅時期及び物件の移転時期
- ウ 賃借権消滅及び物件移転料等の損失に係る補償金の金額
- エ ウ記載の補償金の支払方法

(2) 本件公文書2について

本件公文書2は、実施機関が、本件事業の事業用地として本件土地2の所有権を取得する際に、同土地に存する賃借権を消滅させるため、被補償人との間で締結した契約の成立を証するために作成されたものであり、次の内容が記載されている。

- ア 契約当事者の住所及び氏名並びに土地の所在地
- イ 賃借権の消滅時期
- ウ 賃借権消滅に係る補償金の金額
- エ ウ記載の補償金の支払方法

2 条例第6条第1号該当性について

実施機関は、本件公文書のうち、上記1(1)ウ及びエ並びに(2)ウ及びエに係る金額（以下「本件非公開部分」という。）を条例第6条第1号に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としていることから、以下検討する。

- (1) 条例第6条第1号は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、情報公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的としたものである。また、これは、死者をめぐる情報について公開による人格的利益の侵害を防止することをも含んだ趣旨であると解される。

なお、本号の「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を直接識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含むものである。

- (2) 「通常他人に知られたいと認められるもの」の判断に当たっては、請求者が当該情報の本人又は関係人であるか否かによって左右されるものではない。また、公開請求の可否を決定する場合、その判断基準は、請求者本人の個人的属性によってではなく、一般人の判断によれば、他人に知られることが当該情報の本人の人格的利益を害することになるかを基準として判断すべきものである。

異議申立人は、自分は被補償人の実子であるのに、本件非公開部分の金額が公開されないことは不満である旨主張するが、本件のように請求者が被補償人の親族の一部であっても、同様に解されるものである。

- (3) 本件非公開情報は、事業用地に係る個人の権利関係及び財産処分に係る情報であって、これらの情報は、一般人の判断によれば通常他人に知られたいと認められるものである。さらに、本件各公文書には上記1(1)及び(2)のとおり被補償人の住所及び氏名並びに土地の所在地が記載されていることから特定の個人を識別することができることは明らかである。したがって、本件非公開情報は、条例第6条第1号に該当すると解される。

3 以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
14 . 3 . 25	・ 諮問書の受領
14 . 4 . 16	・ 実施機関から非公開理由説明書の受領
14 . 5 . 7	・ 異議申立人からの意見書の受領
14 . 5 . 24 (第134回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
14 . 6 . 21 (第135回審査会)	・ 異議申立人から意見を聴取 ・ 審議
14 . 7 . 22 (第136回審査会)	・ 審議
14 . 9 . 30	・ 答申